

○二宮町教育委員会表彰規程

昭和56年3月5日教育委員会規程第4号

改正

平成9年8月27日教委規程第1号

平成14年12月26日教委規程第1号

平成17年3月30日教委規程第1号

令和5年10月1日教委規定第1号

二宮町教育委員会表彰規程

二宮町教育委員会表彰規程（昭和30年教育委員会規程第11号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、二宮町の教育、芸術及び文化の振興並びに発展に貢献した個人又は団体を表彰することを目的とする。

（表彰の基準）

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する者について、この規程の定めるところにより、二宮町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が表彰する。

- （1）学校教育及び社会教育の振興、研究又は改善につとめ、特にその功労が顕著な者
- （2）その他特に表彰に値すると認められる者

（表彰の方法）

第3条 表彰は表彰状を授与してこれを行う。ただし、記念品を贈ることができる。

（表彰の時期）

第4条 表彰は、教育委員会が指定する日に行う。

（表彰の選考）

第5条 表彰の選考は、教育委員会の会議に諮り決定する。

（委任）

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項については、教育長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（平成9年8月27日教委規程第1号）

この規程は、平成9年9月1日から施行する。

附 則（平成14年12月26日教委規程第1号）

この規程は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成17年3月30日教委規程第1号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（令和5年10月1日教委規程第1号）

この規程は、令和5年10月1日から施行する。